





**市県民税第2期分の納期限**  
市県民税の第2期分は8月31日(木)が納期限です。市指定金融機関(市役所内)からよりの取り扱い銀行へ納付願います。なお、郵便局なら県内すべての郵便局で取り扱っています。

個人事業税もお忘れなく個人事業税第1期分の納期も8月31日までです。納期内にお納めください。納税は振替制度が便利です。振替制度のお申し込みは、各金融機関または西宮財務事務所(電話0798-1691)へ。

**下水受益者負担金の第2期分も**  
納付書を粉失された人は、市役所3階の下水道総務課へご連絡ください。なお、ことし1年分または残額のすべてを納付される場合は、納付書を持って市内銀行でお納めください。前納報奨金をその場で払いもどします。

**児童・特別児童扶養手当の申請**  
①義務教育終了前または20才未満で、心身に重い障害のある児童が父と生活をともにしていない場合や父が障害者の場合に、その児童の母か、または母に代わってその児童を養育している人(いわゆる母子家庭)に手当が支給されます。②身体または精神に重度の障害のある20才未満の児童を監護する父か母、または母に代わってその児

童を養育している人に手当が支給されます。ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができない人に限ります。また、所得制限もありますので、分庁舎社会課へおたずねください。

**市敬老年金を支給** 明治32年1月1日以前に生まれたかたで、本市に1年以上住所のあるかたに市の敬老年金が支給(9月ごろ)されます。上の資格があり、これまでにこの年金を受けておられないかたは、至急にはんこを持った市役所分庁舎の社会課へおこしください。ご家族のかたでも結構です。

**心身障害者の扶養共済制度** 県の心身障害者扶養共済制度は、心身に障害があるかたを扶養されている人に万一のことがあったとき、残された障害者に毎月2万円の年金を支給して、生活の一助にしていただく制度です。

加入できるのは、特別の疾病や障害がない満45才未満の人で、次のような心身に障害のあるかたを扶養されている人です。①児童相談所、精神薄弱者更生相談所などが判定した精神薄弱者、②障害程度が1級から3級までの身体障害者、③さきの二つの項目にあると同じ程度の障害を永続的にもっている人。

毎月のかけ金は35才未満の人 1,000

円、35才以上45才未満の人 1,300円、45才以上の人 1,500円となっており、所得の状態によって減免される場合もあります。この制度の加入申し込み、お問い合わせは分庁舎社会課へ。

**国の児童手当** 次の要件を満たしているかたはすぐに分庁舎社会課で手続きしてください。①日本国民であること、②国内に住所があること、③昭和42年1月2日以後に生まれた児童を含む3人以上の18才未満の児童を養育していること、④所得が一定規準以内であること。手当は認定請求をした日の属する月の翌月から支給が始まります。

なお、国家公務員、地方公務員、公企会体職員の場合は、それぞれの職域で扱います。

**国民年金のかけ金免除** かけ金の納め忘れがありますと、将来老令年金を受けられないことがあります。経済的な事情などでかけ金を納めるのが困難な場合は、かけ金が免除されますので至急手続きを済ませてください。

かけ金を免除された期間分の年金額は、一般的の3分の1になりますが、かけ金と追加(10年前までさかのぼって、その当時の金額で納めることができます)しますと、年金額を満額受けることができます。手続きの方法など、くわしくは分庁舎社会課へどうぞ。

## 市民の黒板

### 市役所の電話は③12121番

**8月の健康センターの事業** 健康相談 每週土曜日の午前10時から正午まで

健康センターで行ないます。

**母親学級** 妊娠への正しい知識と理解を深め、生まれてくる赤ちゃんをじょうぶに育てていただくための学級です。9日、16日、23日の3回、いずれも午後1時から3時30分まで健康センターで開きます。参加費は不要。

**子宮ガン検診** 16日の午前9時から正午まで、市内の産婦人科開業医で実施します。予約申し込み制で、随時健康センターで受け付けています。料金はありません。

**預血・献血** 18日前10時30分と午後2時の2回、健康センター前から日赤神戸血液センター行きの車が出ますから、満16才以上65才までのご希望のかたはご利用ください。

**ツ反とBCG** 22日(火)ツベルクリン反応注射、24日(木)判定とBCG接種をそれぞれ午後1時30分から3時まで無料で実施します。予防接種個人票に住所氏名をお書きのうえ、母子手帳をご持参ください。はしかの予防接種後1カ月以内、三種混合・日本脳炎予防接種後2週間以内の人はさけてください。

**胃の集団検診** 每週火曜日、水曜日と第2日曜日の午前9時から正午まで健康センターで行ないます。予約申し込み制で、随時健康センターで受け付けています。料金は500円。

**休日の日直医師** 8月6日井床医院(内科産婦人科) 西山町②0093▶13日岡崎医院(内科) 宮塚町②0700▶20日有沢医院(眼科) 公光町②2505▶27日渋谷医院(内科産婦人科) 津知町②2441▶9月3日里見医院(耳鼻科) 精道町②9181▶10日白井医院(小児科) 東芦屋町②0445。

**お盆の靈園内交通制限** 市靈園へお盆のお墓参りにこられるかたの交通安全のため、8月13日・14日・15日の3日間は、靈園内への自動車の乗り入れを禁止します。お年寄りや足の弱いかたはこの禁止日以外の日にお参りください。

また、車の乗り入れを禁止する3日間は、靈園前一帯の道路がたいへん混雑しますから、なるべくバスを利用されるようおすすめします。

**精霊受付** 8月15日午後5時から8時まで、市役所前と大東公園で精霊の受け付けをします。

**こんなときはご連絡を** くみとり料金の徴収制度の変更により、いろいろとご迷惑をおかけしています。いま、台帳整備を進めていますので、次のような場合はすぐに市衛生総務課へご連絡願います。なお、そのときには「使用者番号」もお知らせください。

①新規の申し込み、②家族人員の異動、③転出・転居、④氏名の違う場合⑤料金の違う場合。

また、くみとり料金の集金、納付書の通知がない場合もお知らせ願います。

**くみとり作業** ▶作業通路には物を置かないように、▶犬を放し飼いしないように、▶便そうには物を捨てないように、▶作業のしにくい便所やこわれた便所は直ちに修理を、▶臨時のくみとりは2~3日早目に申し込みを、▶便そうの洗水は適切に使用を。くみ取り作業は決して楽な作業ではありません。場所や型式などさまざまに困難な作業です。みなさんのご協力によって、少しでも順調な作業ができるようお願いします。

**あき地の管理は完全に** カやハエの発生時期に伴い、あき地の所有者は次のことご協力ください。▶雑草が繁茂しているところは雑草を刈り取ってください。▶ごみ、ガラ、廃材などを撤去してください。▶さくをつくり、不法投棄を防止してください。

わたくしたちのまちを美しく、健健康で明るい町にするため、所有者は十分な管理をしていただきますよう、お願ひします。

**ゴキブリ(油虫)を退治しよう** ゴキブリはハエと同じように、赤痢、腸チフスなど各種の消化器系の伝染病の病原菌を運ぶといわれ、この虫

の非衛生的なことはハエの比ではありません。【ゴキブリの住み家】ゴキブリは台所のガス台やラジオ、テレビの裏側など暖かいところに好んで住みます。

**赤十字のご報告** ことしの赤十字社資募集は、7月20日現在で総額3,017,795円に達しました。ご協力賜りましたことを厚くお礼申しあげます。

**危険物取扱者試験** 市消防本部では、8月10日から15日まで、危険物取扱者試験(丙種)の受験願書を受け付けます。願書提出に必要な用紙は市消防本部にあります。なお、試験は8月29日に神戸村野工業高校で実施されます。

**官公署メモ** 【保健所から】8月の事業▶乳幼児健康相談…受付時間はいずれも午前9時~10時半①3日…4月16日~30日出生児を対象に3ヵ月児検診。②10日…5月1日~15日出生児を対象に3ヵ月児検診。③17日と24日…5ヵ月児検診

④31日…6ヵ月児以上の検診▶一般健康相談…毎週月曜日と金曜日、受付時間は午前9時~11時▶育児教室…いずれも午後1時半~4時。①8日…生後7ヵ月児以上の離乳食、②22日…生後4~6ヵ月児の育児心得と離乳準備

▶3才児の検診…満3才児を対象に毎週火曜日(15日は休みます)に実施。受付は午前9時~10時▶一般精神衛生相談…毎月第4水曜日の午後2時~4時。お申し込みは前日までどうぞ。

第五回臨時市議会は、七月十七日から二十一日までの会期五百間で開かれ、報告四件、議案八件、請願二件が上程されました。結果は次のとおりです。

▽第一日(七月十七日)△報告第9号「専決処分報告…昭和四十七年度芦屋市一般会計補正予算(第一号)」(承認)

▽第二日(七月十八日)△報告第11号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三日(七月十九日)△報告第12号「繰越計算書…病院事業会計」(報告)

▽第四日(七月二十日)△報告第13号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五日(七月二十一日)△報告第14号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第六日(七月二十二日)△報告第15号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第七日(七月二十三日)△報告第16号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第八日(七月二十四日)△報告第17号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第九日(七月二十五日)△報告第18号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十日(七月二十六日)△報告第19号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十一日(七月二十七日)△報告第20号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十二日(七月二十八日)△報告第21号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十三日(七月二十九日)△報告第22号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十四日(七月三十日)△報告第23号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十五日(七月三十一日)△報告第24号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十六日(七月三十二日)△報告第25号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十七日(七月三十三日)△報告第26号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十八日(七月三十四日)△報告第27号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第十九日(七月三十五日)△報告第28号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十日(七月三十六日)△報告第29号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十一日(七月三十七日)△報告第30号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十二日(七月三十八日)△報告第31号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十三日(七月三十九日)△報告第32号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十四日(七月四十日)△報告第33号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十五日(七月四十一日)△報告第34号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十六日(七月四十二日)△報告第35号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十七日(七月四十三日)△報告第36号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十八日(七月四十四日)△報告第37号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第二十九日(七月四十五日)△報告第38号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十日(七月四十六日)△報告第39号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十一日(七月四十七日)△報告第40号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十二日(七月四十八日)△報告第41号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十三日(七月四十九日)△報告第42号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十四日(七月五十日)△報告第43号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十五日(七月五十一日)△報告第44号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十六日(七月五十二日)△報告第45号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十七日(七月五十三日)△報告第46号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十八日(七月五十四日)△報告第47号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第三十九日(七月五十五日)△報告第48号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十日(七月五十六日)△報告第49号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十一日(七月五十七日)△報告第50号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十二日(七月五十八日)△報告第51号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十三日(七月五十九日)△報告第52号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十四日(七月六十日)△報告第53号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十五日(七月六十一日)△報告第54号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十六日(七月六十二日)△報告第55号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十七日(七月六十三日)△報告第56号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十八日(七月六十四日)△報告第57号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第四十九日(七月六十五日)△報告第58号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十日(七月六十六日)△報告第59号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十一日(七月六十七日)△報告第60号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十二日(七月六十八日)△報告第61号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十三日(七月六十九日)△報告第62号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十四日(七月七十日)△報告第63号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十五日(七月七十一日)△報告第64号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十六日(七月七十二日)△報告第65号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十七日(七月七十三日)△報告第66号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十八日(七月七十四日)△報告第67号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第五十九日(七月七十五日)△報告第68号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第六十日(七月七十六日)△報告第69号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第六十一日(七月七十七日)△報告第70号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

▽第六十二日(七月七十八日)△報告第71号「繰越計算書…水道事業会計」(報告)

